

医療法人中川会飛鳥病院薬事審議委員会要綱

令和6年1月1日制定施行

(目的)

第1条 この要綱は、医療法人中川会飛鳥病院医薬品業務手順書(2007年7月1日初版)に定める薬事審議委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の業務)

第2条 薬事審議委員会(以下「委員会」という。)の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規採用医薬品の調査及び選定に関すること。
- (2) 医薬品の適正な使用及び選定に関すること。
- (3) 使用医薬品の再評価に関すること。
- (4) 使用医薬品の追加及び削除に関すること。
- (5) 使用医薬品の副作用に関すること。
- (6) 後発医薬品の使用の促進(選定を含む。)に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、医薬品情報の管理その他薬事に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院長及び副院長
- (2) 医師(常勤である医師に限る。)
- (3) 事務長
- (4) 看護部長
- (5) 薬局長
- (6) 事務部医事課長
- (7) 病院長が指名する診療補助部薬局に所属する薬剤師
- (8) 前各号に掲げる者のほか、病院長が指名する職員

2 前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる職員の職(病院長を除く。)にある者が置かれていない場合にあっては、別に定めるところにより事務取扱又は代理をする者を委員とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長(以下「委員長」という。)は、病院長をもって充てるものとし、同項の副委員長(以下「副委員長」という。)は、薬局長をもって充てるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として、毎年4月、8月及び12月に開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 委員(第3条第3号、第4号及び第6号に掲げる委員に限る。)が会議に出席できないときは、できるだけ当該委員の代理の職員が出席するものとする。

6 委員長は、委員以外の者の説明又は意見を聴く必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、又は資料の提供を求めることができる。

7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

8 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する議事録を作成するものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、診療補助部薬局において処理する。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、病院長の承認を得て、委員会が行うものとする。この場合において、病院長は、当該改廃の内容が法人若しくは病院の運営に多大な影響を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は法令に違反する恐れがあると認めるときには、当該内容について、事前に理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に存する薬事審議委員会（以下「従前の薬事審議委員会」という。）は、施行日において、この要綱の規定による薬事審議委員会とみなすものとする。

3 施行日の前日において従前の薬事審議委員会の委員である者は、施行日において、第3条の委員とみなすものとする。

4 施行日の前日において現に存する従前の薬事審議委員会の会議に関する議事録は、施行日において、第5条第8項の議事録とみなすものとする。

(要綱の成立要件)

5 この要綱は、理事長の承認を得て、病院長が制定したものでなければならない。